

平成 25 年 7 月

被保険者各位

日本板硝子健康保険組合

被扶養配偶者の認定状況の確認について

平素は、健康保険組合の事業運営にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、標記につきまして、健康保険法施行規則第 50 条の定め等に基づき、健康保険の被扶養者認定状況の確認（以下「検認」といいます。）を、今年度は下記のとおり実施いたします。

検認は、適正な保険診療を受けていただくために、被扶養者として既に認定されている方が、引き続きその資格があるかどうかの確認を行うものです。

つきましては、同封の「健康保険被扶養者確認調書」の記載内容を確認いただき、裏面の記入要領に基づき必要事項を記入（訂正）・捺印し、該当する必要書類を添付の上、期日までに提出をお願いいたします。

なお、データの抽出は 7 月 1 日付で行っておりますので、それ以後の被扶養者抹消手続きは反映されておりませんので、ご了承ください。

記

1. 検認の対象となる方

平成 25 年 7 月 1 日時点において当健康保険組合の被扶養者である配偶者

※今年度の対象者も配偶者のみです。

2. 提出期日

平成 25 年 8 月 20 日（火）

※ 健康保険法施行規則第 50 条第 7 項により、「検認又は更新を受けない被保険者証は、無効とする。」とされているため、提出期日までにご提出いただけなかった被保険者については、対象者の被保険者証は無効となりますのでご注意ください。

3. 提出先

所属事業所の健保担当者

4. 提出書類

①健康保険被扶養者確認調書

②裏面の■添付書類一覧より、被扶養者に該当する書類を添付してください。

5. 注意事項

①審査の結果、健康保険法等の被扶養者の認定基準に該当しないことが判明した場合は、削除となり、事業所健保担当者経由で削除通知をしますので、別途「健康保険被扶養者（異動）届」に対象者の被保険者証を添えて提出してください。

②被扶養者の追加については、同封の調書で行うことはできません。

手続きには「健康保険被扶養者（異動）届」等の提出が必要となりますので、事業所健保担当者にご相談ください。

以 上